

おくやみガイド 各種手続きのご案内

江戸川区

おくやみコーナー利用案内

予約制

死亡届提出後のおくやみに関する様々な手続きのご相談をお受けします。

●予約電話 03-5662-1985

ご予約は来庁日の**3営業日前**まで

平日 午前9時から午後5時まで

区役所1階 区民課おくやみコーナー

ご遺族の方へ

このたびは大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、今後様々なお手続きがあると存じます。

江戸川区では、お手続きを少しでもわかりやすく、スムーズに進められるよう『おくやみガイド』を作成しました。

『おくやみガイド』でのご案内が全てではありませんが、少しでもお役立てください。

また、『おくやみコーナー』では、各種手続きのお手伝いをします。どうぞご利用ください。

江戸川区役所

もくじ

証明書の発行	P.3
戸籍証明書等請求書	P.4
問い合わせ先一覧	P.5
法定相続情報証明制度について	P.6
各種手続き	P.7
その他の手続き一覧	P.21
区民相談窓口のご案内	P.23
自死により、身近な人、大切な人を亡くされた方へ・専門家へのご相談	P.24
江戸川区おくやみコーナーについて	P.25
委任状	P.28
(不動産の) 相続登記の申請義務化について	P.29
銀行口座凍結時の解除の方法	P.31

区役所の手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

※ おくやみコーナーにてワンストップで手続きが可能な項目には●がついています。

亡くなった方について	☑	主な手続き	受付窓口	詳細ページ
世帯主である。	☐	世帯主の変更	区民課各事務所 戸籍住民係	P.7
印鑑登録をしている。	☐	印鑑登録証の破棄または返納 ●		
マイナンバーカード(通知カード・住基カード)を持っている。	☐	マイナンバーカードなどの破棄または返納 ●		
江戸川区国民健康保険に加入している。	☐	保険証などの返納、葬祭費の請求 ●		P.8
	☐	保険料還付		
	☐	高額療養費		
江戸川区国民健康保険以外の健康保険に加入し、被扶養者がいる。	☐	被扶養者の方の国保新規加入	区民課各事務所 保険年金係	P.9
東京都後期高齢者医療制度に加入している。	☐	保険証などの返納、葬祭費の請求 ●		
	☐	保険料還付		
	☐	高額療養費		P.10

区役所の手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

亡くなった方について	☑	主な手続き	受付窓口	詳細 ページ
公害健康被害補償制度を受けていた。	☐	手帳などの返納	障害者福祉課医療給付係	P.10
医療券などを交付されている。	☐	医療券などの返納 ●	各健康サポートセンター 障害者福祉課医療給付係	
亡くなった方が国民年金・厚生年金に加入、または受給しているとき				
亡くなった方が厚生年金加入者で、 60歳未満の配偶者を扶養している。	☐	配偶者の国民年金 を第3号から第1号 被保険者へ変更	区民課各事務所 保険年金係	P.11
介護保険に加入している。 また、介護認定を受けている。	☐	保険証などの返納 ●	介護保険課保険料係	P.12
	☐	認定証などの返納 ●	介護保険課給付係	
配食、徘徊探索、おむつ支給、寝具 乾燥などのサービスを利用している。	☐	各種サービスの停止 ●	各事業者 または介護保険課相談係	
おむつ持込不可の病院に入院。	☐	使用料の助成に ついて確認	介護保険課相談係	P.13
熟年者激励手当を受給している。	☐	(後日通知が届きます) ●		
マモルくん、福祉電話を利用している。	☐	各種サービスの停止 ●	福祉推進課孝行係	
身体障害者手帳、愛の手帳を持っ ている。	☐	手帳などの返納 ●	障害者福祉課認定係	P.14
心身障害者福祉手当、障害児福祉 手当など障害にかかる手当を受給 している。	☐	受給停止手続き	障害者福祉課自立援助係	
自動車燃料費、福祉タクシー券、おむつ の支給や使用料、理美容サービス、寝 具乾燥事業などの助成を受けている。	☐	利用停止手続き ●		P.15
精神障害者保健福祉手帳などを 持っている。	☐	手帳などの返納 ●	各健康サポートセンター	
子ども医療費助成を受けている。	☐	受給者変更手続きなど	児童家庭課医療費助成係	P.16
児童手当、乳児養育手当を受給し ている。	☐	受給者変更手続きな ど	児童家庭課手当助成係	
児童を扶養している。	☐	手当などの申請	児童家庭課援護係	P.17
児童扶養手当、児童育成手当、ひ とより親家庭等医療費助成を受給し ている。	☐	受給者変更手続きな ど		
犬を飼育している。	☐	飼い主の変更手続き ●	区民課各事務所庶務係	P.18
住民税の納税義務者である。	☐	承継または相続放棄	課税課	P.19
軽自動車などを所有している。	☐	廃車または名義変更 手続き ●	区民課各事務所庶務係	

証明書の発行

証明書は、区役所・各事務所戸籍住民係、またはおくやみコーナーで請求できます。
現在の戸籍・住民票が必要な場合は、コンビニ交付サービスのご利用が便利です。

戸籍

最寄りの区市町村窓口で請求できます（広域交付制度）。

－戸籍の広域交付制度（事前予約制）－

●請求できる方

本人、配偶者、父母・祖父母など（直系尊属）、子・孫など（直系卑属）
※兄弟や甥姪の方は本籍地にご請求ください。

●本人確認書類

請求者の方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）が必要です。

●事前予約制

相続手続等のため出生から死亡までの戸籍が必要な場合は、
戸籍調査に時間がかかるため、事前予約制としています。
予約方法は、区ホームページをご覧ください。

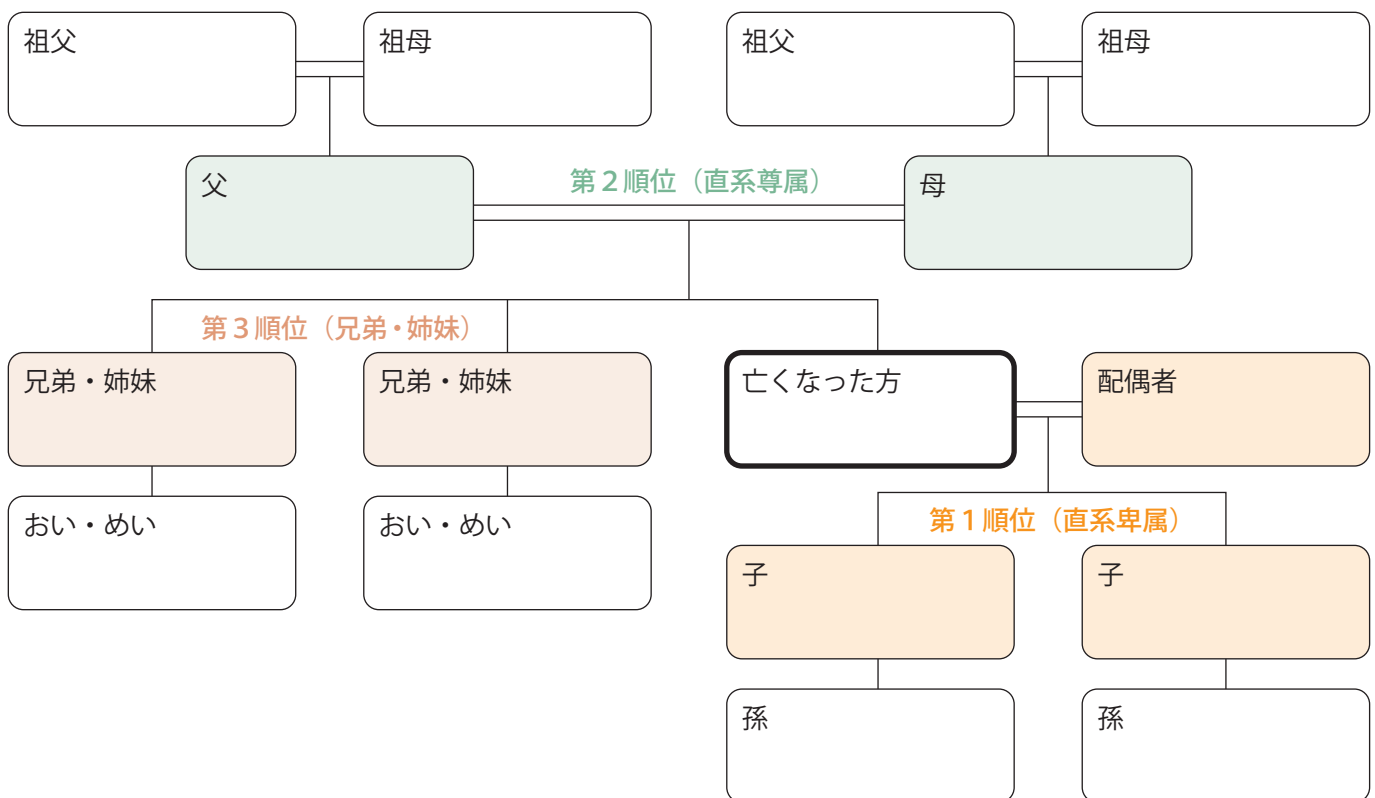


住民票

亡くなった方の住民票の除票は、住所地にご請求ください。

親族関係図

必要な戸籍を確認するため、ご記入願います。



※相続手続きの場合、亡くなった方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本などの提出を求められることがあります。
※金融機関などでは法定相続情報証明制度（P.6 参照）を活用した法定相続情報一覧図の写しの提出で、手続きができる場合もあります。

戸 籍 証 明 書 等 請 求 書

(宛先) _____ 長

年 月 日

必要な書類 必要な内容の番号に○を付け、通数を記入してください。

※1 全部事項証明は謄本、個人事項証明は抄本と同じ意味です。

※2 附票の写しは本籍・筆頭者省略で交付します。必要な場合は**請求理由の確認**に理由を記載ください。

本 籍	丁目 (番・番地)		
フリガナ		フリガナ	
筆 頭 者		必要な方の氏名	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
1 戸籍全部事項証明 (謄本) 450 円/通	通	5 改製原戸籍謄本 (謄本) 750 円/通	通
2 戸籍個人事項証明 (抄本) 450 円/通	通	6 改製原戸籍謄本 (抄本) 750 円/通	通
3 除籍全部事項証明 (謄本) 750 円/通	通	7 附票の写し (全部) 300 円/通	通
4 除籍個人事項証明 (抄本) 750 円/通	通	8 附票の写し (一部) 300 円/通	通

請求理由の確認 請求理由について、該当する内容の番号に○を付け、理由、続柄などを具体的に教えてください。

1 相続事務に必要なため、私の ((続柄)) に当たる ((亡くなった方の氏名)) の生まれてから死亡時までの戸籍が必要
2 ((理由)) に必要なため。私の ((続柄)) に当たる ((亡くなった方の氏名)) の死亡の記載がある現在戸籍が必要
3 その他 具体的理由 () 必要な方の氏名 () 私との続柄 ()

ご注意 戸籍に記載されている方及びその直系・配偶者以外の方の申請は理由により委任状が必要な場合があります。

窓口に来られた方

住 所			
フリガナ			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
電話番号	自 宅 () - () - () 携 帯 () - () - () その他 () - () - ()		

ご注意 偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、三十万円以下の罰金が科せられます。

通数	手数料	受付	出力・確認	審査

免・パ・個力・在力・身・国保・社保・年金・問
他 ()

□ロック無 □有 (請求者 無・該→経過表)

R6.4・おくやみガイド

問い合わせ先一覧

■江戸川区役所・各事務所一覧

	庶務係	戸籍住民係	保険年金係
江戸川区役所 区民課	☎ 03-5662-6388	☎ 03-5662-0591	☎ 03-5662-6823
小松川事務所	☎ 03-3683-5182	☎ 03-3683-5184	☎ 03-3683-5185
葛西事務所	☎ 03-3688-0433	☎ 03-3688-0436 ☎ 03-3688-0437	☎ 03-3688-0438
小岩事務所	☎ 03-3657-7832	☎ 03-3657-7837 ☎ 03-3657-7874	☎ 03-3657-7876
東部事務所	☎ 03-3679-1123	☎ 03-3679-1125	☎ 03-3679-1128
鹿骨事務所	☎ 03-3678-6111	☎ 03-3678-6115	☎ 03-3678-6116

■健康サポートセンター

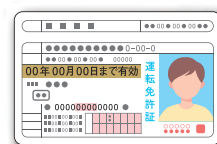
中央健康サポートセンター	☎ 03-5661-2467	葛西健康サポートセンター	☎ 03-3688-0154
小岩健康サポートセンター	☎ 03-3658-3171	鹿骨健康サポートセンター	☎ 03-3678-8711
東部健康サポートセンター	☎ 03-3678-6441	小松川健康サポートセンター	☎ 03-3683-5531
清新町健康サポートセンター	☎ 03-3878-1221	なぎさ健康サポートセンター	☎ 03-5675-2515

本人確認書類

■本人確認書類とは…

手続きをする方が本人であるかどうか、区が確認するために提示いただく書類を本人確認書類としています。本人確認書類は、原則公的機関が発行した有効期限内の顔写真付きの証明書で、次に列举してあるものが主なものです。これらいずれもお持ちでない場合でも、他に有効な本人確認書類や本人確認の方法がないか、直接担当係までお尋ねください。

- ①個人番号カード（マイナンバーカード） ②住民基本台帳カード（写真付き）
- ③運転免許証 ④運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付されたものに限りです）
- ⑤パスポート ⑥身体障害者手帳 ⑦精神障害者保健福祉手帳
- ⑧愛の手帳（療育手帳） ⑨在留カード（写真付き）
- ⑩特別永住者証明書（写真付き）

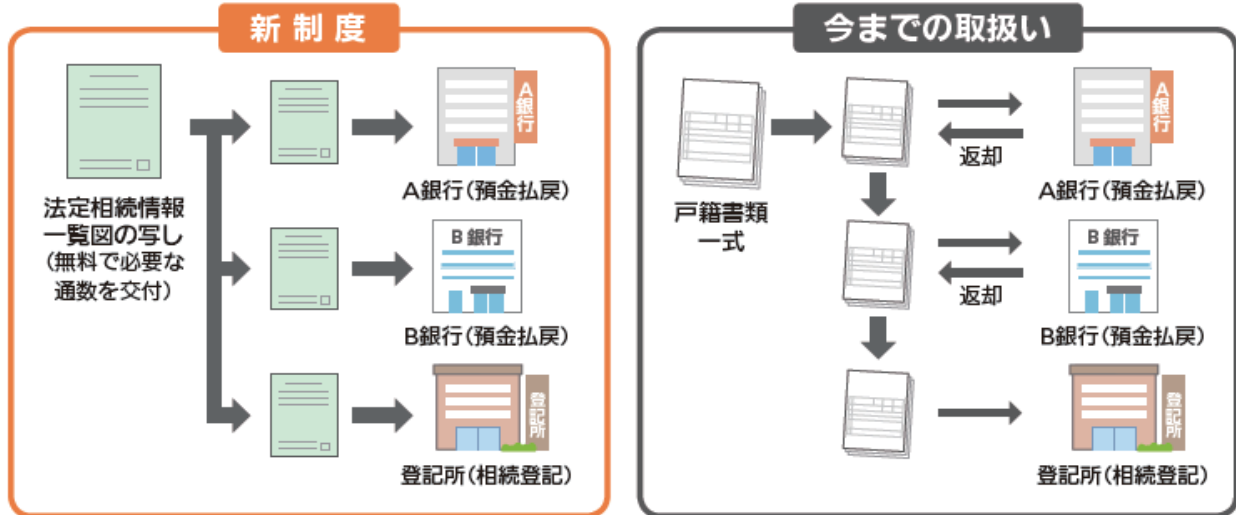


法定相続情報証明制度について

法定相続情報証明制度

平成 29 年 5 月 29 日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続き利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなります(※)。

※ 相続手続きで必要となる書類は各機関で異なります。必要な書類は提出先に必ずご照会ください。



制度の概要

① 申出(法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。



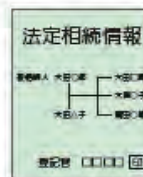
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。



- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。

② 確認・交付(登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却



③ 利用

- ③-1 各種相続手続きへお使いください。

戸籍謄本等の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に

ポイント

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。
手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

ポイント

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、法務局ホームページでもご覧いただけます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html



未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

<問い合わせ先>

東京法務局 江戸川出張所 代表電話：03-3654-4156
江戸川区中央1丁目16番2号

1. 住民登録などに関する手続き

亡くなった方が世帯主のとき

手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
複数世帯員がいる場合は、自動的に世帯主変更がおこなわれます。 この変更後の世帯主を変更したい場合は、変更届を提出します。	新たな世帯主に変更があった日から14日以内
	手続き可能な人
	世帯主および同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
①本人確認書類 ②国民健康保険証など(加入者がいる場合) ③委任状(代理人が届出する場合)	区民課各事務所・戸籍住民係 (電話番号は5ページ参照)

亡くなった方が印鑑登録をしているとき

手続き 印鑑登録証の破棄または返納

手続き詳細	期 限
死亡届により、住民票と印鑑登録は自動的に抹消されます。 お手元の印鑑登録証は、破棄いただいて構いません。 また、区役所に返納いただくこともできます。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし ※区役所に返納する場合、印鑑登録証をご持参ください。	区民課各事務所・戸籍住民係 (電話番号は5ページ参照)

亡くなった方がマイナンバーカードなどをお持ちのとき

手続き マイナンバーカードなどの破棄または返納

手続き詳細	期 限
生命保険手続き等でマイナンバーが必要なことがあります。これらが終わった後、マイナンバーカードや通知カードは破棄いただいて構いません。また、区役所に返納いただくこともできます。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし ※区役所に返納する場合、マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードをご持参ください。	区民課各事務所・戸籍住民係 (電話番号は5ページ参照)

2. 健康保険・医療に関する手続き

亡くなった方が江戸川区国民健康保険に加入されているとき

手続き① 保険証などの返納・葬祭費の請求（国保）

手続き詳細	期 限
①保険証などは葬祭費を請求する際に返納します。それまで保管してください。	葬儀日の翌日から起算して2年以内
②世帯主変更があった世帯は、保険証などの差し替えをします。	手続き可能な人
③葬儀をされた方の申請により葬祭費を支給します。ご案内は加入者の住所へ郵送します。届きましたら、郵送またはお近くの区民課・各事務所保険年金係窓口で手続きしてください。	葬儀をされた方
必要なもの	問い合わせ先
郵送される案内をご確認ください。	区民課各事務所・保険年金係 (電話番号は5ページ参照)



手続き② 保険料還付（国保）

手続き詳細	期 限
保険料の還付に該当する方には、後日郵便でご案内をお送りします。	お手元に届いた日の翌日から起算して2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
郵送される案内をご確認ください。	医療保険課収納係 ☎ 03-5662-0795



手続き③ 高額療養費（国保）

手続き詳細	期 限
高額療養費などに該当する方には、後日郵便でご案内をお送りします。	診療月の翌月1日から起算して2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
郵送される案内をご確認ください。	医療保険課 国民健康保険給付係 ☎ 03-5662-8053



亡くなった方が他の健康保険に加入しているときは、勤務先（元勤務先）などにお問い合わせください。

2. 健康保険・医療に関する手続き

亡くなった方が国保以外の健康保険に加入しているとき

手続き ご遺族が新たに江戸川区国保に加入する

手続き詳細	期 限
亡くなった方に扶養されていたご遺族が、他の健康保険などの資格を喪失する場合、国民健康保険の加入手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 世帯主および同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
①世帯主と加入者のマイナンバー確認書類 ②来庁者の本人確認書類 ③資格喪失証明書 ④委任状	区民課各事務所・保険年金係 (電話番号は5ページ参照)

亡くなった方が東京都後期高齢者医療制度に加入しているとき

手続き① 保険証などの返納・葬祭費の請求（後期高齢者医療制度）

手続き詳細	期 限
①保険証などは葬祭費を請求する際に返納します。それまで保管してください。	葬儀日の翌日から起算して 2年以内
②葬儀をされた方の申請により葬祭費を支給します。ご案内は加入者の住所へ郵送します。届きましたら、郵送またはお近くの区民課・各事務所保険年金係窓口で手続きしてください。	手続き可能な人 葬儀をされた方
必要なもの	問い合わせ先
郵送される案内をご確認ください。	区民課各事務所・保険年金係 (電話番号は5ページ参照) 医療保険課高齢者医療係 ☎ 03-5662-1415
	

手続き② 保険料還付（後期高齢者医療制度）

手続き詳細	期 限
保険料の還付に該当する方には、後日郵便でご案内をお送りします。	お手元に届いた日の翌日 から起算して2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
郵送される案内をご確認ください。	医療保険課収納係 ☎ 03-5662-0795

手続き③ 高額療養費（後期高齢者医療制度）

手続き詳細	期 限
高額療養費などに該当する方には、後日郵便でご案内をお送りします。	お手元に届いた日の翌日から起算して2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
郵送される案内をご確認ください。	医療保険課高齢者医療係 ☎ 03-5662-1415

亡くなった方が公害健康被害補償制度を受けているとき

手続き 制度の停止・手帳の返納

手続き詳細	期 限
公害健康被害補償制度を停止し、公害医療手帳を返納してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	詳細はお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
返納する公害医療手帳	障害者福祉課医療給付係 ☎ 03-5662-1414

亡くなった方が医療費助成（特定疾病、B・C型肝炎）を受けているとき

手続き 制度の停止・医療券の返納

手続き詳細	期 限
東京都大気汚染医療費助成、難病医療費助成（特定医療費受給者証）、B・C型肝炎医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成受給者は医療券などを返納してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
返納する ①医療券 ②受給者証	お近くの 健康サポートセンター （電話番号は5ページ参照） 障害者福祉課医療給付係 ☎ 03-5662-1414
	

3. 年金に関する手続き

亡くなった方が国民年金・厚生年金に加入、または受給しているとき

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなった方の年金加入や納付の状況、ご遺族の状況などにより、該当する手続きが異なります。事前にお問い合わせのうえ、手続きしてください。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせには、亡くなった方の基礎年金番号または年金証書番号が必要です。手続きに必要なものは、お問い合わせ時に確認してください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

亡くなった方の配偶者が国民年金第3号被保険者のとき

手続き 国民年金の種別変更手続き

手続き詳細	期 限
厚生年金などの加入者が亡くなったとき、その方に扶養されていた60歳未満の配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更する必要があります。詳細はお問い合わせください。	14日以内 手続き可能な人 亡くなった方の配偶者本人
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせには、亡くなった方の配偶者の基礎年金番号が必要です。手続きに必要なものは、お問い合わせ時に確認してください。	地域振興課国民年金係 ☎ 03-5662-0574 江戸川年金事務所 ☎ 03-3652-5106

年金・恩給などの手続き

亡くなった方の状況	問い合わせ先
共済年金に加入、または受給しているとき	共済組合
農業者年金に加入、または受給しているとき	農業者年金基金 ☎ 03-3502-3199
各種年金基金に加入、または受給しているとき	各種年金基金
恩給を受給しているとき	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
戦疾病者・戦没者遺族年金を受給しているとき	東京都福祉保健局 生活福祉部計画課遺族年金担当 ☎ 03-5320-4077

4. 熟年者・介護保険に関する手続き

亡くなった方が江戸川区介護保険に加入しているとき

手続き 保険証などの返納（介護保険制度）

手続き詳細	期 限
①介護保険被保険者証を返納してください。介護保険負担割合証や介護保険負担限度額認定証も併せて返納してください。 ②保険料の還付に該当する方には、後日郵便でご案内をお送りします。	【保険証などの返納】 できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	【保険証などの返納】 ご遺族、ケアマネージャーなど
必要なもの	問い合わせ先
【保険証などの返納】 返納する介護保険被保険者証など	介護保険課保険料係 ☎ 03-5662-0827

亡くなった方が江戸川区介護保険で介護認定を受けているとき

手続き 負担割合証、負担限度額認定証の返納

手続き詳細	期 限
①介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は返納してください。 ②高額介護サービス費などに該当する方には、後日郵便でご案内をお送りします。	【負担割合証などの返納】 できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	【負担割合証などの返納】 ご遺族、ケアマネージャーなど
必要なもの	問い合わせ先
【負担割合証などの返納】 返納する介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証	介護保険課給付係 ☎ 03-5662-0309

亡くなった方が配食、徘徊探索、おむつ支給、寝具乾燥などのサービスを利用しているとき

手続き 各種熟年者サービスの停止

手続き詳細	期 限
配食サービス、徘徊探索サービス、おむつの支給、寝具乾燥消毒・水洗いサービスを利用していたときは、事業者にご連絡ください。連絡先不明の場合、介護保険課相談係までお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護保険課相談係 ☎ 03-5662-0061

4. 熟年者・介護保険に関する手続き

亡くなった方がおむつの持ち込みができない病院に入院していたとき

手続き おむつ使用料の助成請求

手続き詳細	期 限
おむつの持ち込みができない病院に入院していた場合で、要件にあった方におむつ使用料を助成しています。亡くなった方が助成可能か要件などにつきましては、お問い合わせください。	使用月を含め12ヶ月以内
	手続き可能な人
	同居の親族、いない場合は三親等以内の相続人
必要なもの	問い合わせ先
①おむつ代と入院期間がわかる病院発行の領収書 ②同居の親族の普通預貯金口座の通帳。 ※詳しくはお問い合わせください。	 介護保険課相談係 ☎ 03-5662-0061

亡くなった方が熟年者激励手当を受給されているとき

手続き 手当の請求

手続き詳細	期 限
未支給の手当がある場合は、手続きが必要となります。必要な書類は、後日郵便で案内をお送りします。	資格喪失日から5年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護保険課相談係 ☎ 03-5662-0061

亡くなった方が「マモルくん」や「福祉電話」を利用しているとき

手続き サービスの停止

手続き詳細	期 限
利用されている方が亡くなった場合は、民間緊急通報システム「マモルくん」や「福祉電話」のサービスを停止する必要があります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族の方など
必要なもの	問い合わせ先
詳細はお問い合わせください。	福祉推進課孝行係 ☎ 03-5662-0314

5. 障害者福祉に関する手続き

亡くなった方が身体障害者手帳や愛の手帳の交付を受けているとき

手続き 手帳などの返納

手続き詳細	期 限
お持ちの①身体障害者手帳②障害福祉サービス受給者証③自立支援医療受給者証（更生医療）④愛の手帳（療育手帳）は返納してください。 ①は認定係、②は障害相談第一係・障害相談第二係、③は自立援助係、④は認定係となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方など
必要なもの	問い合わせ先
返納する ①身体障害者手帳 ②障害福祉サービス受給者証 ③自立支援医療受給者証（更生医療） ④愛の手帳（療育手帳）	障害者福祉課 認定係 ☎ 03-5662-1288 障害相談第一係・ 障害相談第二係 ☎ 03-5662-0053 ☎ 03-5662-0052 自立援助係 ☎ 03-5662-0062



亡くなった方が障害にかかる手当を受給しているとき

手続き 各種手当の停止

手続き詳細	期 限
心身障害者福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、児童育成手当（障害手当）、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者扶養共済を受給されていた場合は、受給停止手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 詳細はお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
詳細はお問い合わせください。	障害者福祉課自立援助係 ☎ 03-5662-0062

5. 障害者福祉に関する手続き

亡くなった方が障害にかかる日常生活支援のサービスを受けているとき

手続き 各種障害者福祉サービスの利用停止

手続き詳細	期 限
自動車燃料費の助成、福祉タクシー券の助成、おむつの支給や使用料の助成、理美容サービス、寝具乾燥事業などを利用されていた場合は、利用停止手続きが必要です。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 詳細はお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
詳細はお問い合わせください。	障害者福祉課自立援助係 ☎ 03-5662-0062

亡くなった方が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているとき

手続き 手帳返納

手続き詳細	期 限
精神障害者保健福祉手帳を返納してください。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
返納する ①精神障害者保健福祉手帳	お近くの 健康サポートセンター (電話番号は5ページ参照) 保健予防課精神保健係 ☎ 03-5661-2465

MEMO

6. 子ども・子育てに関する手続き

子ども医療費助成を受けているとき

手続き 子ども医療費助成の変更、停止

手続き詳細	期 限
受給者またはそのお子様が亡くなった場合、受給者変更などの手続きが必要な場合があります。詳細はお問い合わせください。 	できるだけ速やかに 手続き可能な人 受給者または受給者に代わって児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
①子ども医療証 ②来庁者の本人確認書類 ③委任状(受給者またはその配偶者以外の方が手続きする場合)	児童家庭課医療費助成係 ☎ 03-5662-8578

児童手当を受給しているとき

手続き 受給者の変更、資格喪失

手続き詳細	期 限
受給者またはそのお子様が亡くなった場合、受給者変更などの手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。 	できるだけ速やかに 手続き可能な人 受給者または受給者に代わって児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
申請期限など、詳細はお問い合わせください。	児童家庭課手当助成係 ☎ 03-5662-0082

乳児養育手当を受給しているとき

手続き 受給者の変更、資格喪失

手続き詳細	期 限
受給者またはそのお子様が亡くなった場合、受給者変更などの手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 受給者または受給者に代わって児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
詳細はお問い合わせください。	児童家庭課手当助成係 ☎ 03-5662-0082

6. 子ども・子育てに関する手続き

亡くなった方が児童を扶養しているとき

手続き

ひとり親手当（児童扶養手当・児童育成手当）・ひとり親家庭等医療費助成の手続き

手続き詳細	期 限
18歳に達する年度の末日までの児童を養育している父または母が亡くなった場合、ひとり親関係の手当等を受給できる場合があります。詳しくはお問合せください。  	できるだけ速やかに 手続き可能な人 児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
①来庁者の本人確認書類 ②状況によって必要書類が異なります。詳細は面談後にご案内します。	児童家庭課援護係 ☎ 03-5662-1259

児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成を受給しているとき

手続き

受給者の変更、停止

手続き詳細	期 限
受給者またはそのお子様が亡くなった場合、受給者変更手続きが必要です。  	できるだけ速やかに 手続き可能な人 受給者または代わって児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
①来庁者の本人確認書類 ②その他、手続きに来る方やお子様の状況によって必要書類があるため、詳細はお問い合わせください。	児童家庭課援護係 ☎ 03-5662-1259

MEMO

7. くらしの手続き

亡くなった方が犬を飼育しているとき

手続き 飼い主の変更手続き

手続き詳細	期 限
マイクロチップが装着されている飼い犬で、環境省のマイクロチップ情報登録サイトに登録がある場合は、電子申請で、飼い主の変更の手続きをしてください。 「飼い犬の鑑札」をお持ちの場合は、問い合わせ先窓口にて、飼い主の変更手続きをしてください。	飼い主の変更から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人 新しい飼い主
問い合わせ先の窓口にて、飼い主の変更の手続きをする場合は、「飼い犬の鑑札」を持参してください。 	問い合わせ先 生活衛生課動物管理係 ☎ 03-3658-3177 区民課各事務所・庶務係 (電話番号は5ページ参照)

MEMO

8. 税金に関する手続き

亡くなった方が住民税の納税義務者のとき

手続き 住民税の承継または相続放棄

手続き詳細	期 限
①納税義務は相続人に承継されます。相続人の代表者に納税通知書を送付します。相続人が2人以上いる場合は、「相続人代表指定（変更）届」の提出で代表者を指定することができます。詳細はお問い合わせください。承継された場合は納付をお願いします。 ②相続放棄された場合は手続きが必要です。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 相続人
必要なもの 【相続放棄した場合】 「相続放棄申述受理通知書（写）」または「相続放棄申述受理証明書（写）」を課税課令公担当へ提出してください。	問い合わせ先 課税課 ☎ 03-5662-1008 ☎ 03-5662-1009

亡くなった方が軽自動車などを所有しているとき

手続き 廃車または名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
排気量125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車（江戸川区ナンバー）をお持ちの場合は、廃車または名義変更の手続きをしてください。	【廃車】 死亡日から30日以内 【名義変更】 変更から15日以内 手続き可能な人 相続人
必要なもの ①相続人申立書 ②来庁者の本人確認書類 ③ナンバープレート ④標識交付証明書 ⑤戸籍など相続人であることが確認できるもの（同一世帯の場合は不要） ⑥委任状（第三者が手続きする場合）	問い合わせ先 区民課各事務所・庶務係 （電話番号は5ページ参照）

固定資産税、相続税、所得税、普通自動車、二輪軽自動車（排気量125cc以上）、軽自動車に関する手続きは、21ページをご参照ください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

その他

その他の手続き一覧

カテゴリー	手続きの該当者、種類	手続き内容および問い合わせ先
医療	石綿健康被害救済制度を受けているとき	環境再生保全機構(☎ 0120-389-931)にお問い合わせください。
	被爆者健康手帳の交付を受けているとき	葬祭料の支給申請ができます。詳細は、東京都福祉保健局疾病対策課(☎ 03-5320-4473)にお問い合わせください。
税金	固定資産税について	原則として相続人に納税義務が承継されます。また、不動産登記の名義変更をお願いします。手続きができない場合などは、「現所有者申告」が必要です。詳細は江戸川都税事務所(☎ 03-3654-2151)にお問い合わせください。
	相続税、所得税について	詳しくは管轄税務署(江戸川北税務署 ☎ 03-3683-4281・江戸川南税務署 ☎ 03-5658-9311)にお問い合わせください。
外国籍の方	在留カードおよび特別永住者証明書の返納	詳しくは東京出入国在留管理局松戸出張所(☎ 047-701-5472)にお問い合わせください。
自動車・二輪軽自動車	普通自動車・二輪軽自動車(125cc以上)	廃車・譲渡は届出が必要です。東京運輸支局足立自動車検査登録事務所(☎ 050-5540-2031)にお問い合わせください。
	軽自動車	廃車・譲渡は届出が必要です。軽自動車検査協会足立支所(☎ 050-3816-3102)にお問い合わせください。
公共料金	公共料金(電気・ガス・水道)	東京電力カスタマーセンター ☎ 0120-995-001 東京ガスお客様センター ☎ 0570-002211 東京都水道局お客様センター ☎ 03-5326-1101
	電話の契約変更など	契約の電話会社にお問い合わせください。
	N H K 放送受信料	N H K フリーダイヤル(☎ 0120-151515)にお問い合わせください。

カテゴリー	手続きの該当者、種類	手続き内容および問い合わせ先
生命保険保険など	生命保険・損害保険など	契約先の保険会社などにお問い合わせください。
	簡易保険	かんぽコールセンター(☎ 0120-552-950)にお問い合わせください。
不動産	土地・建物の相続	所有者の名義変更が必要です。東京法務局江戸川出張所(☎ 03-3654-4156)にお問い合わせください。
	農地の相続	農業委員会へ届出が必要です。江戸川区農業委員会事務局(☎ 03-5662-0539)にお問い合わせください。
	森林の相続	相続した森林の所在する市町村にお問い合わせください。
その他手続き	都営住宅等の名義人変更、世帯員変更届等	J K K 東京お客様センター(☎ 0570-03-0071・☎ 03-6279-2652)にお問い合わせください。
	都立霊園	東京都公園協会霊園課(☎ 03-3232-3151)にお問い合わせください。
	運転免許証の返納	警察署(小松川☎ 03-3674-0110/葛西☎ 03-3687-0110/小岩☎ 03-3671-0110)または運転免許センターにお問い合わせください。
	預貯金など	銀行・信用金庫・その他金融機関にお問い合わせください。
	相続相談	区民相談室にお問い合わせください。 グリーンパレス(☎ 03-5662-7684)
	シルバーパスの返納	東京バス協会(シルバーパス案内専用電話 ☎ 03-5308-6950)にお問い合わせください。
年金	老齢年金、遺族基礎年金、障害基礎年金等	年金ダイヤル(☎ 0570-05-1165)または江戸川年金事務所(☎ 03-3652-5106)にお問い合わせください。

区民相談窓口のご案内

弁護士や税理士など専門家による相談が可能です。

※詳細はお電話でご確認ください。

■法律サポート相談（法テラスの無料法律相談・弁護士）【予約制】

月・木曜日 午前9時30分から正午・午後1時30分から4時

相続をはじめとした法律関係全般に関する法テラスの無料相談です。資力などの利用条件があります。相談の結果、弁護士へ対応を依頼する場合は、審査の上で法テラスによる弁護士費用の立替え制度が利用できます。

■法律相談（法律問題への助言・弁護士）【予約制】

第1から第4火・金曜日 午前9時30分から正午・午後1時30分から4時

江戸川区が独自に実施する法律相談です。収入や資産の基準はありません。
相談後の弁護士による個別対応はしていません。

■税務相談（税理士）【予約制】

第1木曜日・第3木曜日（3月・8月は休み。1月・2月は第1から第4週）
（1）13時から（2）13時30分から（3）14時から（4）14時30分から（5）15時から

相続税・贈与税・所得税に関すること

■司法書士登記法律相談（司法書士）

第1土曜日・第3土曜日 午後1時から4時（受付時間：午後1時から3時）

諸手続きにおける名義変更等（具体的書面（申請書等）の内容確認は対応していません。）

■行政書士による相続・遺言の手続きとくらしの手続き（行政書士）

第1月曜日・第3月曜日 午後1時から4時（受付時間：午後1時から3時）

届出関係や内容証明などの書き方

電話予約・お問合せ先

江戸川区区民相談室（グリーンパレス2階）

☎ 03-5662-7684

◎日曜日・祝日・年末年始は受付していません。

相談案内のご案内
HPIはコチラから⇒



犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

■公益社団法人被害者支援都民センター

月曜日から金曜日 午前9時30分から午後5時30分（火曜日・水曜日は午後7時まで）

※年末年始等を除く

☎ 03-3222-9050



- 専門相談員による電話相談、面接相談、メール相談（ ← 2次元コード）
- 各種支援制度の紹介、情報提供、その他（公的機関等への付き添い、カウンセリングなど）

自死により、身近な人、大切な人を亡くされた方へ

一人で悩まず、ぜひご連絡ください。

■とうきょう自死遺族総合支援窓口

月曜日～金曜日 午後3時～7時／日曜日 午後1時～5時（祝日を除く）
☎ 03-5357-1536

■自死遺族傾聴電話

火曜日、木曜日、土曜日 午前11時～午後5時
☎ 03-3796-5453

■自死遺族相談ダイヤル

木曜日 午前10時～午後7時／日曜日 午前10時～午後5時（祝日を除く）
☎ 03-3261-4350

■健康部保健予防課いのちの支援係

午前8時30分～午後5時（土日祝日・12/29～1/3を除く）
☎ 03-5661-2478

専門家へのご相談

行政書士や司法書士へのご相談が可能です。

■東京都行政書士会江戸川支部

月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
☎ 080-5185-5071

■東京司法書士会江戸川支部

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
☎ 03-6808-7091

江戸川区おくやみコーナーについて

おくやみコーナーでは、多くの方が必要となる区のお手続きを中心に、**予約により**お手続きのご相談や簡易なお手続きの受付を行います。

受付時間・受付場所、予約方法については次のとおりです。

受付時間・受付場所について

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日・12/29～1/3を除く）

受付場所：区役所1階 区民課おくやみコーナー

予約について

来庁日の**3営業日前**までにご予約願います。

予約先：03-5662-1985（おくやみコーナー直通）

予約時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日・12/29～1/3を除く）

おくやみコーナーでできる手続き

P1・2をご確認ください。江戸川年金事務所の臨時窓口開設日（月2回程度）に年金相談を予約した場合、区役所で年金に関する手続きを行うことができます。

その他について

おくやみコーナーを利用せず、**直接各担当窓口**でお手続きしていただくことも可能です。

おくやみコーナーの利用は、**亡くなった方の住民登録が江戸川区の方に限ります**。

お手続きによって、担当課での手続きが必要なものもあります。

ご予約いただいた場合でも、**当日のご案内状況により、お待たせすることもあります**。

お持ち頂いた物や来庁者の続柄によって、**一度で手続きが終わらない場合もあります**。

MEMO

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

おくやみコーナーにお越しの際は、次のものをお持ちください。

- ☐ 次の持ち物
- ☐ P 7 以降のお手続のうち必要な手続きにかかる持ち物

おくやみ手続きに必要な、【来庁する方】と【亡くなった方】の代表的な持ち物

来庁する方の代表的な持ち物

- ☐ 来庁する方の本人確認書類
写真付きのもの 1 点または、写真付きでないもの 2 点以上が必要です。
ここにあるものがない場合はご相談ください。

【写真付きのもの 1 点】

個人番号カード（マイナンバーカード）、写真付住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）など

【写真付きでないものは以下から 2 点以上】

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、生活保護受給者証明書（発行後 3 か月以内）、国民年金手帳、国民年金証書、厚生年金証書、在留カード（写真無）、特別永住者証明書（写真無）など

- ☐ 印鑑（来庁者と相続人代表者と同居の親族のもの）
- ☐ 預貯金通帳（相続人代表者と同居の親族のもの）
- ☐ 委任状（P28 の委任状。来庁する方がお手続きする方の代理人の場合）

亡くなった方の代表的な持ち物

- ☐ 個人番号カード
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- ☐ 身体障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証（更生医療）、愛の手帳
- ☐ 福祉タクシー券、福祉理美容券、都営交通無料乗車券、民営バス乗車割引証
- ☐ 心身障害者医療費助成（マル障）受給者証
- ☐ 公害手帳、東京都大気汚染医療費助成医療券、難病医療費助成（特定医療費受給者証）医療証、B・C 型肝炎医療費助成医療証、小児慢性特定疾病医療受給者証、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証

（公共料金の停止手続き）

- ☐ 電気、ガス、水道の検針票または請求書

江戸川区おくやみコーナーで可能な手続き（ワンストップサービス）

区分	お手続き名	掲載ページ
住民登録	印鑑登録証の破棄または返納	P.7
	住民基本台帳カード・マイナンバー（個人番号）カード・通知カードの破棄または返納	P.7
保険	保険証などの変更、葬祭費の請求（国保・後期）	P.8
介護	介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の返還	P.12
	各種熟年者サービスの停止 （配食サービス、徘徊探索サービス、おむつの支給、寝具乾燥消毒）	P.12
	熟年者激励手当の請求	P.13
高齢	マモルくんや福祉電話の停止	P.13
障害	身体障害者手帳、愛の手帳などの返還	P.14
	手当等の未払請求	P.14
	各種障害者福祉サービスの利用停止	P.15
飼い犬	飼い主の変更手続き	P.18
その他	軽自動車の廃車または名義変更の手続き	P.19

委任状

法律で定められた申請者(法定相続人等)の方が窓口に来庁できない場合、以下の委任状をコピーしてご活用ください。

※コピーした委任状に委任者(頼む方)がすべて自署・押印してください。
※代理人の方は、下記の委任状、ご自身の本人確認書類、おくやみコーナーにお持ちいただくものを必ずお持ちください。

委 任 状

江戸川区長宛て

この委任状を記入した日 令和 年 月 日

委任者(頼む方)

住所 _____

氏名 _____ (印)

生年月日 _____ 明 大 昭 平 _____ 年 月 日

日中の連絡が取れる電話番号 _____

亡くなった方

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 明 大 昭 平 _____ 年 月 日

委任者(頼む方)との関係 _____

私は、次の者を代理人として、亡くなった方にかかる次の事項を委任します。

代理人(頼まれた方)

住所 _____

氏名 _____

委任事項

江戸川区おくやみコーナーなどで行う以下の権限を委任します。

- 世帯主変更届、印鑑登録証の返納、戸籍謄本・抄本の請求、住民票の写しの請求、納課税証明の請求
- マイナンバーカード・通知カード・住基カードの返納
- 介護保険負担限度額認定証・介護保険負担割合証の返納、高額介護サービス費の申請
- 身体障害者手帳・各種受給者証・愛の手帳(療育手帳)の返納、各種手当の停止・未支払請求、各種助成の利用停止、福祉タクシー券等の返納、NHK放送受信料免除消滅届、有料道路割引の利用停止、心身障害者扶養共済・扶養年金手続
- 子ども医療費助成の保護者変更又は助成停止手続、児童手当の受給者等変更又は資格喪失手続、乳児養育手当・児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者変更又は資格喪失手続
- 各種医療券・受給者証等・精神障害者保健福祉手帳の返納
- 飼い犬の飼い主の変更手続
- 亡くなった方の住民税申告、排気量125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車(江戸川区ナンバー)の名義変更手続

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの
変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

その他

MEMO

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

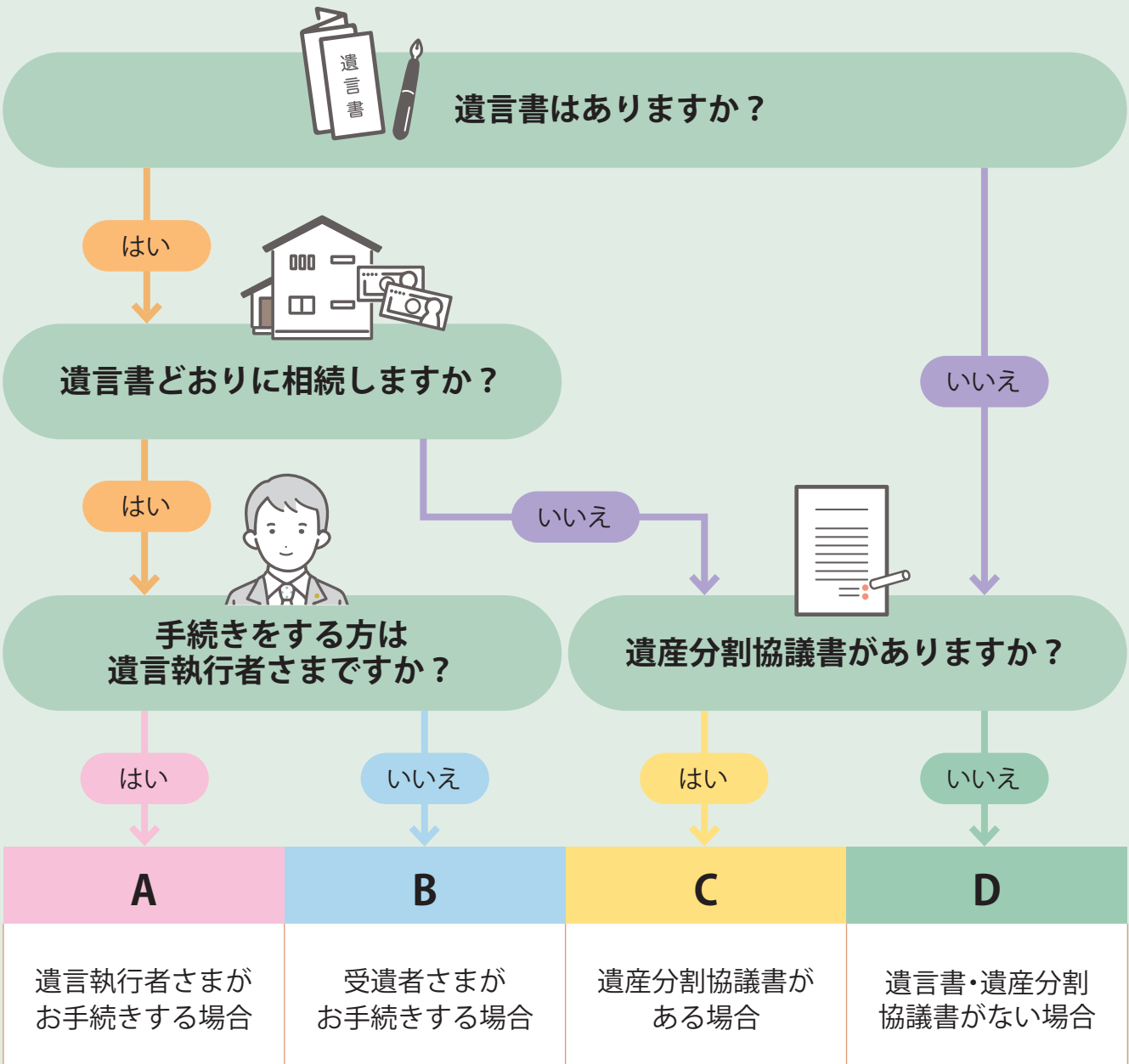
その他

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(亡くなった方)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(亡くなった方)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

その他

発 行 江戸川区

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024 年 11 月



ともに、生きる。
江戸川区